



だい き おおさかさやまししょう ふくしけいかく
第5期大阪狭山市障がい福祉計画

だい き おおさかさやまししょう じ ふくしけいかく
第1期大阪狭山市障がい児福祉計画

がいようばん
概要版

ねん へいせい ねん がつ
2018年(平成30年)3月

おお さか さ やま し
大 阪 狭 山 市





計画の策定にあたって

計画策定の背景と趣旨

近年、社会の高齢化や世帯の小規模化が進むとともに、障がい者数の増加と高齢化、障がいの重度化もみられ、それに伴って、障がい福祉のニーズは、より多様化する傾向にあります。障がい者が自らの意思により地域で安心した生活を送ることができるまちを実現するために、本市が担う役割は、これまでに増して重要なものとなっています。

本市では、2008年(平成20年)3月に「第2次大阪狭山市障がい者計画」(以下「第2次計画」という。)を、さらに、2015年(平成27年)3月には「第4期大阪狭山市障がい福祉計画」(以下「第4期計画」という。)を策定し、障がい福祉サービスの提供体制の整備を図ってきました。

第2次計画と第4期計画が2017年度(平成29年度)末をもって終了することから、障害者総合支援法の基本理念や趣旨、これに基づき国が策定する基本指針を踏まえ、本市における共生社会の実現に向けた分野別施策の方向性を定めるとともに、障がい者の地域生活を支える障がい福祉サービスなどの量的・質的な充実を一層図るため、「第3次大阪狭山市障がい者計画、第5期大阪狭山市障がい福祉計画及び第1期大阪狭山市障がい児福祉計画」を策定するものです。

他計画との関係

障がい者計画は、大阪狭山市総合計画の分野別計画のひとつであり、障がい者のための施策に関する本市の基本方向や目標を総合的に定めた計画と位置づけられます。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がい者の地域移行を促進するための障がい福祉サービス提供体制の整備・充実、障がい児通所支援などの提供体制の整備・充実を計画的に進めるものであり、障がい者計画の分野別施策を具体的に実施する計画に相当するものです。

さらに、これらの計画の策定にあたっては、「大阪狭山市地域福祉計画」「大阪狭山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画」「健康大阪さやま21」など、関連する健康福祉計画との整合を図り策定しています。

計画の期間

計画期間は、第3次大阪狭山市障がい者計画が2018年度(平成30年度)から2026年度までの9年間、第5期大阪狭山市障がい福祉計画と第1期大阪狭山市障がい児福祉計画が2018年度(平成30年度)から2020年度までの3年間とします。

ただし、国の法制度の改正をはじめ、社会情勢やニーズの変化、計画の進捗状況などにより、必要に応じ見直しを行うこととします。

【計画の期間】

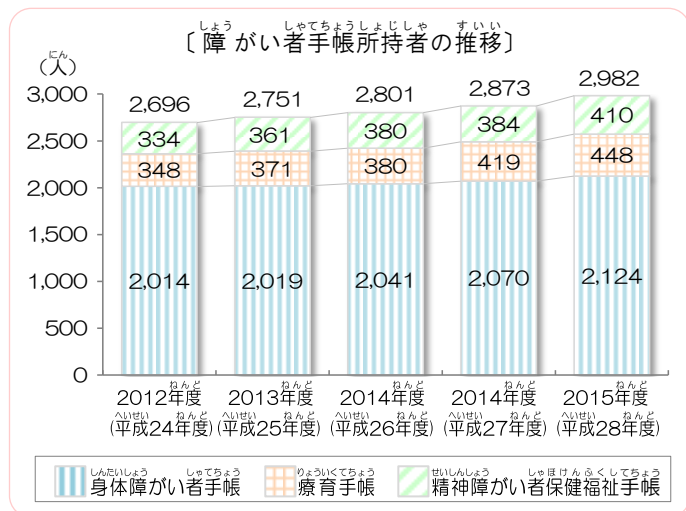
2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
第3次大阪狭山市障がい者計画								
第5期大阪狭山市障がい福祉計画			第6期大阪狭山市障がい福祉計画			第7期大阪狭山市障がい福祉計画		
第1期大阪狭山市障がい児福祉計画			第2期大阪狭山市障がい児福祉計画			第3期大阪狭山市障がい児福祉計画		



本市の障がい者を取り巻く現状

障がい者手帳所持者の推移

- ❖ 障がい者手帳所持者数は年々増加しており、2016年度(平成28年度)では2,982人となっています。
- ❖ 手帳の種類別でみると、身体障がい者手帳が2,124人で最も多いです。
- ❖ 療育手帳では2012年度(平成24年度)の348人より100人増加しています。
- ❖ 精神障がい者保健福祉手帳では2012年度(平成24年度)の334人より76人増加しています。



障がい者手帳所持者の年齢別内訳

- ❖ 各手帳の年齢別所持者の割合は、身体障がい者手帳は18歳以上が97.4%、療育手帳は18歳以上が70.5%、精神障がい者保健福祉手帳は18歳以上が95.9%となっています。

〔障がい者手帳所持者の年齢別内訳〕

	18歳未満		18歳以上	
	人	構成比	人	構成比
身体障がい者手帳	56	2.6%	2,068	97.4%
療育手帳	132	29.5%	316	70.5%
精神障がい者保健福祉手帳	17	4.1%	393	95.9%



計画の基本理念と基本的視点

基本理念



誰もが安心して暮らせる共生社会の実現をめざして

市民一人ひとりが障がいのことを理解し、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることにより、差別や障壁をなくすよう努め、障がいの有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい、ともに生きる共生社会の実現をめざし、本計画を推進するものとします。

基本的視点

- (1) 権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進
- (2) 社会のバリアフリー化の促進
- (3) 障がい者の能力を引き出し自らが自立した生活を送るための支援
- (4) 障がい者の意思決定への支援



2020年度における成果目標

障がい福祉計画

福祉施設から地域生活への移行促進

項目	2020年度末時点の目標値
地域生活移行数	3人

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置済み・継続して実施
--------------------	-------------

地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点の面的整備等	整備済み・見直し等検討
----------------	-------------

福祉施設から一般就労への移行促進

一般就労移行者数	8人
就労移行支援事業利用者数	15人
市内の就労移行支援事業所のうち就労移行率3割以上の割合	5割
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	8割
就労継続支援（B型）事業所における工賃の月額平均額	11,721円

障がい児福祉計画

障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

項目	2020年度末時点の目標値
児童発達支援センターの設置	設置済み・継続して実施
保育所等訪問支援を利用できる体制	整備済み・継続して実施

医療的ニーズへの対応

児童発達支援事業所	1事業所
放課後等デイサービス事業所	1事業所



障がい福祉サービス・障がい児通所支援サービスの見込み

1 障がい福祉サービス



(1) 訪問系サービス

サービス	内容	利用見込み(実利用人数・月平均利用時間)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
① 居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。 (通院時の介助を含む)	109人 1,692時間	113人 1,752時間	118人 1,812時間
② 重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行います。	12人 623時間	12人 623時間	12人 623時間
③ 同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。	17人 694時間	17人 694時間	17人 694時間
④ 行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。	1人 15時間	1人 15時間	1人 15時間
⑤ 重度障がい者等包括支援	常に介護が必要で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。	見込みなし	見込みなし	見込みなし

(2) 短期入所サービス

サービス	内容	利用見込み(実利用人数・月平均利用日数)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
短期入所サービス	在宅の障がい者(児)を介護する人が病気の場合などに、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	27人 178日	27人 185日	29人 190日

(3) 日中活動系サービス

サービス	内容	利用見込み(実利用人数・月平均利用日数)		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
① 生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。	87人 1,503日	97人 1,669日	107人 1,835日
② 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。	6人 117日	6人 117日	6人 117日
③ 就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	13人 241日	14人 267日	15人 293日
④ 就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所で働くことが困難な人が、雇用契約を締結したうえで、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	35人 598日	40人 691日	46人 783日
就労継続支援 (B型)	通常の事業所や就労継続支援(A型)で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	122人 2,036日	134人 2,257日	148人 2,479日
⑤ 就労定着支援 【新規】	就労移行支援などの利用から就労へ移行した人に、訪問や来所により、就労の定着に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。	1人	1人	1人
⑥ 療養介護	医療が必要で、常に介護を必要とする人に、主に昼間に病院などにおいて機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。	3人	3人	3人

(4) 居住系サービス

サービス	内容	利用見込み（実利用人数）		
		2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度
① 共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。	41人	43人	45人
② 施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がい者（児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。	28人	28人	26人
③ 自立生活援助 【新規】	障がい者支援施設やグループホームなどを利用し、ひとり暮らしを希望する障がい者の居宅を訪問し、日常生活等の必要な助言や支援を行います。	3人	3人	3人

2 障がい児通所支援サービス

サービス	内容	利用見込み （実利用人数・月平均利用日数（回数））		
		2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度
① 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。	48人 570日	53人 629日	58人 689日
② 医療型児童発達支援	就学前児童に、集団生活等への適応訓練等を行うとともに、身体の状態により、治療も行います。	見込みなし	見込みなし	見込みなし
③ 放課後等 デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。	106人 1,242人	123人 1,448人	141人 1,654人
④ 保育所等訪問 支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	57回	70回	84回
⑤ 居宅訪問型 児童発達支援 【新規】	児童発達支援などを受けるための外出が著しく困難な、重症心身障がい児などの居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作の指導等を行います。	2回	2回	2回

3 相談支援



(1) 障がい者相談支援

サービス	内容	利用見込み（月平均利用者人数）		
		2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度
① 計画相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行うとともに、障がい福祉サービスにかかる計画を作成するサービスです。	88人	92人	97人
② 地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている人が、地域における生活に移行するための相談等の支援を行います。	5人	5人	5人
③ 地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。	3人	3人	3人

(2) 障がい児相談支援

サービス	内容	利用見込み（月平均利用者人数）		
		2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度
障がい児相談 支援	障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行います。	35人	40人	45人

地域生活支援事業の見込み



1 ひつすじぎょう 必須事業

サービス		内容	利用見込み		
			2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度
① 理解促進研修・啓発事業		障がいに対する理解を深めるための研修や啓発活動を行います。	実施	実施	実施
② 自発的活動支援事業		障がい者やその家族が行う自発的に行う活動を支援します。	実施	実施	実施
③ 相談支援事業	障がい者相談支援事業	障がい福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な支援を行います。	3か所	3か所	3か所
	基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を実施し、地域の相談支援体制の強化の取り組みなどを行います。	設置済	設置済	設置済
	基幹相談支援センター とうきのうきようかじぎょう 等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。	実施	実施	実施
④ 成年後見制度利用支援事業 （実利用人数）		成年後見制度の利用が必要で親族の支援が受けることのできない障がい者に経費の支援を行います。	4人	4人	5人
⑤ 意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業、 手話通訳者設置事業	手話通訳者派遣事業	手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。 （年間実利用：人数・時間数）	60件 90時間	60件 90時間	60件 90時間
	要約筆記者派遣事業		26件 90時間	26件 90時間	26件 90時間
	手話通訳者設置事業	市役所に手話通訳者を配置します。	1人	1人	1人
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了見込み者数 （登録見込み者数）	聴覚障がい者等の自立と社会参加を促進するため、奉仕活動に従事する奉仕員を養成します。	13人	13人	13人
⑥ 日常生活用具給付等事業 （年間給付等件数）		障がい者の日常生活を便利にする用具の給付などを行います。	1,357件	1,461件	1,566件
⑦ 移動支援事業 （実利用人数・年間時間）		障がい者の社会参加のためにガイドヘルパーにより、外出時の介護や介助の支援を行います。	160人 23,528時間	169人 24,815時間	178人 26,103時間
⑧ 地域活動支援センター事業 （実施箇所・実利用人数）		創作活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活の支援を行います。	3か所 74人	3か所 74人	3か所 74人

2 にんいじぎょう
任意事業

サービス		内容	利用見込み		
			2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
①	日中一時支援事業 (実施箇所・実利用人数)	介護者の就労支援や家族の一時的な休息などのため、日中活動の場で支援を行います。	14か所 10人	15か所 10人	17か所 10人
②	社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動で、障がい者の交流、体力保持、余暇活動などのためにを行います。	1回	1回	1回
	奉仕員養成研修 (修了者数)	障がい者の福祉の向上のため、奉仕員を養成する各種講習会を行います。	5人	5人	5人



第5期大阪狭山市障がい福祉計画

第1期大阪狭山市障がい児福祉計画

【概要版】

2018年（平成30年）3月

発行 大阪狭山市健康福祉部福祉グループ

〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

電話 072-366-0011（代表）

